南海地震条例づくり 項目別検討表

NO. 10

場所		命を助ける ／ 応急・復旧段階 ／ E－3－3 「医療活動」
日時		

		主体					
		自助(県民・事業所など)		共助(自主防災組織・ボランティアなど)		公助(県・関係団体など)	
		誰が	どのようにするか	誰が	どのようにするか	誰が	どのようにするか
	備えの段階	県民	○地震被災で特に必要な医療品を備えておく・日頃服薬している薬を非常用袋に備えておく ○医療機関を確かめておく ○混乱を招かないように「トリアージ」分別されるということを事前に理解しておく ○疾病名等が、誰が見ても分かるようにしておく ○住民一人一人が応急手当(心肺蘇生法、AED、骨折等)の訓練を継続的に行う	指定医療機関 各救護団体	○透析等継続的医療対策 ○救護班員の食事・交通手段・宿泊の手配	医師会、日赤高知県支部、県(健康福祉部)、市町村 県・市町村	(計画一般P.69～71) 「高知県災害医療救護計画」に基づいた医療活動が実施できるよう、研修会、防災訓練、資機材の整備、医薬品等の供給体制の整備、災害医療救護体制の整備、救護病院の指定状況等についての県民に対しての周知 ＜災害医療救護体制とは＞ ○災害により医療機関が被災するとともに、多数の負傷者が発生するとき、医療の途を失った負傷者に、県及び市町村が医療機関と連携して医療等を提供しようとするもの。 ○市町村 ・直接地域住民の生命、健康を守るための医療救護活動を行う。 ・医療救護所において、中等症患者及び重傷患者への応急対処及び軽症患者に対する処置を行う。 ・救護病院において、医療救護所で対応できない重症患者及び中等症患者の処置及び収容を行う。 ○県 ・市町村で対応できない広域的な医療救護活動を行う。 ・災害医療対策本部、災害医療対策支部を設置し、医療救護活動の総合調整を行う。 ・災害支援病院及び広域災害支援病院において、救護病院で処置が困難な重症患者の処置及び収容を行う。 ・応援班の派遣、医薬品等の搬送など、市町村の医療救護活動の支援を行う。 ●医師派遣体制の整備(E-2-1) ●病院間の情報交換体制の整備(E-2-1)
				ボランティア 指定医療機関 各救護団体 自主防災組織等	○病院の周辺にある学校の高校生に、ボランティアとして活動できるように事前から打ち合わせし、研修を行う(G-3-8) ○災害医療訓練(E-1-3) ○救護訓練(フィールド救護、病院救護、薬剤チェック、衛生材料チェック、連携ブレーチェック)、医療情報の伝達訓練、医療施設の状況訓練(E-1-3) ○要介護者マップの作成(E-1-1)	医師会、日赤高知県支部、県(健康福祉部)、市町村	○道路が使用不能の時、海路は使えるか？ へりによる輸送(E-3-1)
	地震発生時	県民	●トリアージへ協力する(A-2-1)(B-2-1)	地域・自主防災組織	●避難場所に自家発電機を運送し、照明、電源を要する病人、身障者の救命に使用する(E-2-1)		●救急治療への対応を行う(医師の派遣)(A-2-1) ●救急網を確立する(A-2-1)
	応急・復旧段階	県民	○簡単な応急措置を行う ●トリアージへの協力義務(B-2-1)(E-2-1)	県民同士	○簡単な応急措置・運搬を行う ○入院した被災患者への声かけ、家族(遠隔地に住む)への連絡を行う ○透析等継続的に必要な医療対策	医師会、日赤高知県支部、県(健康福祉部)、市町村	○「高知県災害医療救護計画」に基づいた医療活動の実施 ●挫滅症候群(透析装置の整備)対策(E-2-1)
				県民同士	○心のケア(G-3-3)	医師会、日赤高知県支部、県(健康福祉部)、市町村	○防疫(感染症対策等)(G-3-3)
	復興段階					県・市町村	●長期療養体制の整備(E-2-1)
		県民	○心のケア・癒しの空間づくりへの協力(G-3-3)	ボランティア	○仮設住宅へのカウンセリング、医療相談(G-3-3)		